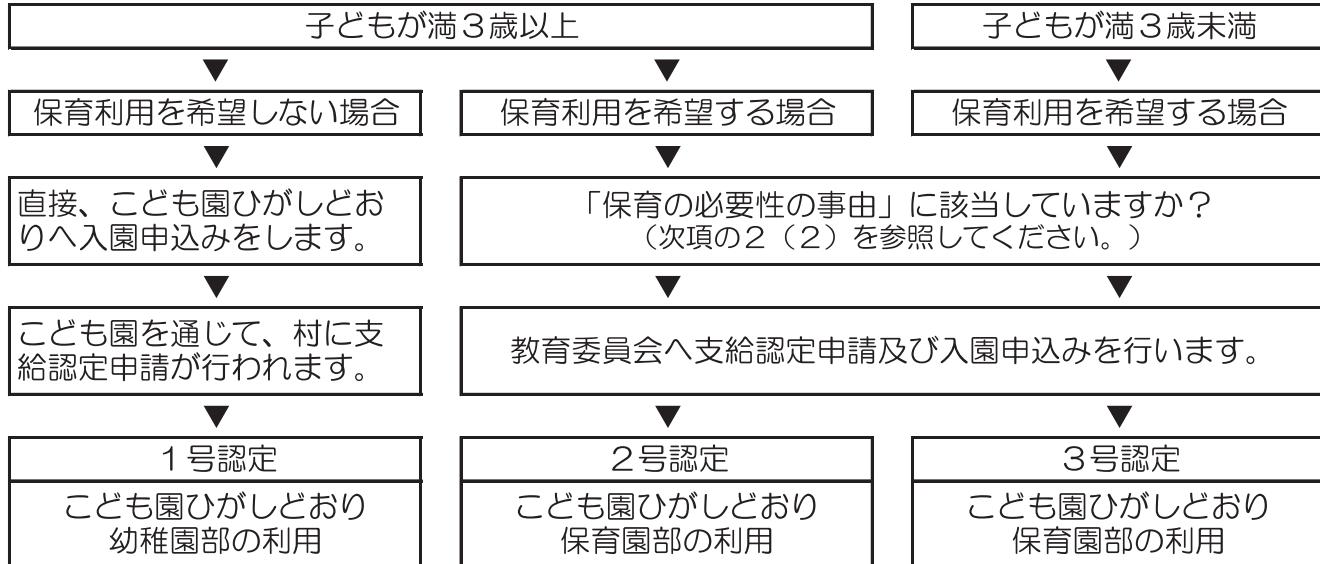


こども園ひがしどおりの利用を考えているみなさんへ ～来年度の入園申し込みが始まります～

1. 利用手続きの流れ

「支給認定申請」という手続きが必要になります。お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分類して認定しますので、認定区分に基づき施設を利用することになります。



※2号認定、3号認定については、保育の必要量も認定します。それぞれの家庭の就労状況等に応じて、保育標準時間（7：00～18：00）、保育短時間（8：30～16：30）に区分し、利用可能な時間を設定します。

2. 入園申し込みができる児童

(1) 保護者・児童が東通村に居住し、住民登録していること。

東通村への転入を予定している方、出生予定のお子さんについても申込みができます。

(2) 保育利用を希望する場合は、次のいずれかの理由で家庭での保育が困難であること。

- ①就労 ②妊娠・出産 ③疾病 ④介護 ⑤災害 ⑥求職 ⑦就学 ⑧虐待・暴力
- ⑨育児休業中の継続在園

◎令和8年度中に満3歳になるお子さんのうち保育を必要としないお子さんは、満3歳になった翌月から幼稚園部の利用ができます。

3. 申込手続き

(1) 申込期間 令和7年12月1日（月）～令和8年1月17日（土）

(2) 申込場所 東通村教育委員会、こども園ひがしどおり

◎年度途中の入園予約も受け付けています。少しでも入園の可能性がある場合（出生予定や転入予定等も含む）は、必ず申し込みをしてください。

【問い合わせ先】

教育委員会教育総務課 0175-33-2341
こども園ひがしどおり 0175-31-0201

